

レイクヒルズ美方病院 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第 1 条 要支援（要介護）状態にある利用者に対し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう指定（介護予防）通所リハビリテーションを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう当該サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上に資するよう当該サービスを提供するものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるとともに、地域及び家族との結びつきを重視した運営を行うものとする。

（事業の一体的運営）

第 3 条 指定介護予防通所リハビリテーションと指定通所リハビリテーションは同一の事業所において一体的に運営するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 4 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	レイクヒルズ美方病院 指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所
所 在 地	福井県三方上中郡若狭町気山315-1-9

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、下記のとおりとする。

職 種	員数	職 務 内 容
管 理 者 （管理者代行）	1名	従業者に、法令等の規定を順守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
専 任 医 師	1名以上	① 利用者に対する医学的な管理を行うものとする。 ② それぞれの利用者について、（介護予防）通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載するものとする。
理学療法士	1名以上	① 医師および理学療法士、作業療法士、その他の従業者は、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得るものと

		する。
作業療法士	1名以上	② 利用者へ（介護予防）通所リハビリテーション計画を交付するものとする。 ③ （介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーションを行うものとする。 ④ （介護予防）通所リハビリテーションの実施状況を把握すると共に、必要に応じて（介護予防）通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
介護職員	1名以上	リハビリテーション等の補助を行うものとする。
事務職員	1名以上	介護給付費等の請求事務および通信連絡事務等を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日から金曜日 （土、日、祝日、8月15日、及び年末年始（12月31日～1月3日）は休業）
営業時間	午前9時00分～午後12時00分 ※ 時間延長は、行わないものとする。

（実施単位及び利用定員）

第7条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの実施単位、利用定員は次のとおりとする。

実施単位	1ヶ月 （通所リハビリテーションにおいては1単位（1時間以上2時間未満））
利用定員	15名（1日あたり）

（指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容及び利用料、その他費用）

第8条 指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容及び利用料、その他の費用の額は下記のとおりとする。

① 指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容

（介護予防）通所リハビリテーション計画の作成	利用者に係る介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）が作成した介護予防サービス計画（居宅サービス計画）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成するものとする。
利用者居宅への送迎	事業者が有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行うものとする。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車椅子または歩行介助により送迎を行うものとする。
日常生活上の世話	① 食事の提供及び介助 食事の提供は行わない。 ② 入浴の提供及び介助 入浴の提供は行わない。 ③ 更衣介助 介助が必要な利用者に対して、上

	④ 排泄の介助 ⑤ 移動・移乗介助	着、下着等の更衣の介助を行う。 排泄の介助は行わない。 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗の介助を行う。
リハビリテーション	① 日常生活動作を通じた訓練 ② 器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。 利用者の能力に応じて、理学療法士、及び作業療法士が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。
特別なサービス （利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。） ※介護予防通所リハビリテーションのみ	運動器機能向上	利用者の運動器機能の向上を目的として、心身の状態の維持改善のため、長期目標（概ね3月程度）及び短期目標（概ね1月程度）を設定し、個別に運動器機能向上計画を策定し、これに基づいたサービス提供を利用者ごとに行うものとする。（概ね3月程度）また、利用者の短期目標に応じて、概ね1ヶ月ごとに達成度などの運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、運動器機能向上計画の修正を行うものとする。

② 提供するサービスの利用料

利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10成18年3月14日厚労告127号）」に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

※（介護予防）通所リハビリテーションに要する費用については、文書により説明し同意を得るものとする。

※（介護予防）通所リハビリテーションに要する費用の額が変更となる場合は、あらかじめ利用者またはその家族に対して、文書により説明し同意を得るものとする。

（実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

実施地域	若狭町・美浜町・敦賀市
------	-------------

（留意事項）

第10条 サービス利用にあたっての留意事項は、次のとおりとする。

① サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援（要介護）認定の有無および有効期間）を確認するものとする。

② 利用者が要支援（要介護）認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。また、介護予防支援（居宅介護支援）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは

、要支援（要介護）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援（要介護）認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

- ③ 利用者に係る介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）が作成する「介護予防サービス計画書（居宅サービス計画書）」に基づき、利用者および家族の意向を踏まえて、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」を作成するものとする。なお、作成した「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者または家族にその内容を説明した上で同意を得、交付するものとする。
- ④ サービス提供は「（介護予防）通所リハビリテーション計画」に基づいて行うものとする。なお、「（介護予防）通所リハビリテーション計画」は、利用者の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができるものとする。
- ⑤ （介護予防）通所リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な命令は、すべて当事業者が行い、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行うものとする。

（非常災害対策）

第11条 非常災害対策については次のとおりとする。

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行うものとする。

防火管理者	事務部 事務長
-------	---------

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通知および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

避難訓練実施時期	レイクヒルズ美方病院の避難訓練と同時に行い、年2回実施するものとする。
----------	-------------------------------------

（その他運営に関する重要事項）

第12条 その他運営に関する重要事項については、次のとおりとする。

- ① 虐待の防止について
 - 虐待防止に関する責任者の配置

虐待防止に関する責任者	事務部 事務長
-------------	---------

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底
 - 虐待の防止のための指針を整備
 - 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
 - 成年後見制度の利用の支援
- ② 緊急時の対応について
 - サービスの提供中、利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡するものとする。また、当事業所併設の協力医療機関の医師による診察等を行った場合、その結果を利用者が予め指定する連絡先、及び主治の医師へ連絡するものとする。
 - ③ 事故発生時の対応方法について
 - 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場

合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。また、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

④ サービス提供に関する相談、苦情について

苦情処理の体制及び手順

提供した（介護予防）通所リハビリテーションにかかる利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

事業者の窓口	レイクヒルズ美方病院	事務部 事務長
	電 話	0 7 7 0-4 5-1 1 3 1
	F A X	0 7 7 0-4 5-2 4 6 8

2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制および手順は以下のとおりとする。

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、意見箱、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けるものとする。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者は、受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告するものとする。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は苦情申出人と誠意をもって話し合いを行い、解決に努めるものとする。

（秘密保持）

第 13 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（従業者の研修）

第 14 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

採用時研修	採用後 1 ヶ月以内
継続研修	年 2 回

（記録の整備及び保存年限）

第 15 条 事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションに関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- ① （介護予防）通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的サービス内容等の記録
- ③ 利用者に関する市町村への報告等の記録
- ④ 苦情の内容等に関する記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

（その他）

第 16 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて

定めるものとする。

附 則 この規程は平成27年4月1日から施行する。

平成 27 年 7 月 1 日 改訂

平成 27 年 10 月 1 日 改訂

平成 28 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 4 月 1 日 改訂

平成 29 年 8 月 1 日 改訂

平成 29 年 9 月 19 日 改訂

平成 29 年 12 月 18 日 改訂

平成 30 年 1 月 15 日 改訂

平成 30 年 4 月 1 日 改訂

平成 30 年 6 月 1 日 改訂

平成 30 年 7 月 1 日 改訂

平成 30 年 8 月 1 日 改訂

平成 30 年 12 月 1 日 改訂

令和 元年 5 月 1 日 改訂

令和 元年 10 月 1 日 改訂

令和 2 年 8 月 1 日 改訂

令和 2 年 11 月 1 日 改訂

令和 3 年 4 月 1 日 改訂